

～湖と湖でつながって35年 滋賀県の友好省 中国湖南省へ～

湖南省県民友好交流団 団員募集

中国南東部にある湖南省は、中国の代表的な湖「洞庭湖」を有し、経済や都市開発の分野で目覚ましい発展を遂げています。

滋賀県とは1983年に湖を縁として友好提携を結び、以来、教育や環境、文化など各方面での交流を続けてきたところです。

今年、両県省は記念すべき友好協定締結35周年の年を迎え、滋賀県国際協会では一般家庭へのホームビジットや各種記念事業に参加する交流団を派遣することとなりました。両県省の更なる交流を深める旅に、あなたもぜひご参加ください。



【日 程】2018年11月10日(土)～11月14日(水) 4泊5日

【訪 問 地】中華人民共和国湖南省長沙市 (直行便利)

【旅行代金】149,600円 お一人様あたり (エコノミークラス・2名1室・燃油サーチャージ別途)

※ご旅行代金に航空会社の課す付加運賃(燃油サーチャージ)は含みません。別途お支払下さい。

(参考; 燃油サーチャージ、お一人様あたり 往復 5,000円: 2018年7月2日現在)

但し、増額になったときは不足分を徴収し、減額になったときは返金させていただきます。
海外空港税、関西空港施設使用料、関西空港施設保安サービス料は旅行代金に含まれます。

※1人で1部屋を利用する場合は別途 18,000円(4泊分)が必要です。

【参加資格】

滋賀県に在住し、2018年4月1日現在、満18歳以上(高校生は除く)であり、両県省の友好交流の趣旨にご賛同いただけ、健康でかつ団体行動に協調でき、宿泊や交流行事等に一人でも参加可能な方。

【定 員】25名(最少催行人員 20名) ※先着順。定員になり次第締め切らせていただきます。

【旅行企画・実施】東武トップツアーズ株式会社滋賀支店

【視察企画】公益財団法人滋賀県国際協会 (Tel: 077-526-0931)

【協 力】湖南省人民政府外事僑務弁公室、湖南省人民对外友好協会

【利用航空会社】中国南方航空

【食事条件】朝4回・昼3回・夕4回(機内食含まず)

【添 乗 員】11/10京都駅出発より11/14関西空港到着までのご案内。※ただし、ホームビジットは除く

【申込方法】別添の旅行申込書に必要事項を記入の上、郵送、又は、ファックスにて、東武トップツアーズ(株)滋賀支店までお申込み下さい。

【申込受付期間】2018年7月13日(金)午前10時～8月10日(金)正午必着

(注意)

- ・旅行代金には京都駅～関西空港(往復)の特急はるかの料金も含まれています。
- ・帰路の京都駅到着の時点で旅行日程は終了となります。
- ・事前説明会を9月17日(月・祝)午後2時から4時まで、ピアザ淡海(大津市におの浜1-1-20)で開催します。詳細は参加される方に直接ご連絡いたします。
- ・飛行機便等の都合により旅程が変更される可能性があります。
- ・パスポート残存期間 2019年5月14日以降まで有効なパスポートをご用意下さい。
- ・旅行代金のお支払方法につきましては説明会時にご案内させていただきます。
- ・旅行条件をご確認のうえ、お申込み下さい。

湖南省友好提携35周年記念県民友好交流団派遣日程表

	都市	日	旅 程	交通機関	食事	宿 泊 先
1	関空発 長沙市	11月 10日 (土)	9:40京都駅集合 10:00京都 → 11:20関西空港 14:00関西空港 → 17:05長沙黄花空港 到着後、夕食、ホテルへ	はるか17号 CZ8418 専用車	昼：機内 夜：○	長沙 通程国際大酒店
2	長沙市	11日 (日)	終日、ホームビジット 長沙市民宅を訪問、昼食をとりながら交流 夜、県民友好交流団交流会		朝：○ 昼：○ 夜：○	長沙 通程国際大酒店
3	長沙市	12日 (月)	【午前】各種記念関連事業参加 【午後】記念式典・レセプション		朝：○ 昼：○ 夜：○	長沙 通程国際大酒店
4	長沙市	13日 (火)	【終日】省内視察 高速鉄道を利用し岳陽市観光へ (洞庭湖、岳陽楼、君山島下車見学)	専用車 高速鉄道	朝：○ 昼：○ 夜：○	長沙 通程国際大酒店
5	長沙市 帰国	14日 (水)	空港へ送迎 9:00長沙黄花空港 → 13:00関西空港 14:14関西空港 → 15:34京都駅 京都駅で解散	専用車 CZ8417 はるか30号	朝：○ 昼：機内	

現地事情等により行程の一部が変更になる場合があります。
ホテルはバスタブ付です。

旅行条件<要約> 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の6に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご確認ください。

この旅行は、東武トップツアーズ株式会社 滋賀支店（以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み方法と旅行契約の成立

(1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部または全部として取扱います。また、当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。(2) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

2. お申込金（お一人様につき）：20,000円

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

当パンフレットに記載した旅行の航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金〔燃油サーチャージを含みません〕、宿泊料金、食事料金および観光 料金（バス等の料金、ガイド料金、入場料金等）、手荷物運搬料金、団体行動中のチップ、各国空港税・出国税および諸税、日本国内の空港施設使用料、添乗員同行コースの添乗員同行費用を含みます。* 上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

第4項に記載したものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。超過手荷物料金、一部航空会社の受託手荷物運搬料金、個人的性質の諸費用、渡航手続諸経費、燃油サーチャージ（付加運賃・料金の額が変更された場合、不足分は追加徴収し、減額分は返金します。）、オプションツアーの代金、航空機ビジネスクラス追加代金

6. 取消料

(1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお取消料とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

(取消日) 旅行開始日の前日からさかのぼって

(取消料)

- (a) 旅行開始日の前日からさかのぼって30日目にあたる日から3日目にあたる日まで 旅行代金の 20%
- (b) 旅行開始日の前々日から当日まで 旅行代金の 50%
- (c) 旅行開始後または無連絡不参加の場合 旅行代金の 100%

7. 旅行の取り止め
お申込人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取止めることがあります。この場合、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前にあたる日より前までに、旅行を中止する旨を通知します。

8. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様がご旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によりその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、保証金および見舞金をお支払いいたします。

9. 旅程保証

当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。なお、当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同時にまたはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

- ① 旅行開始日または旅行終了日
- ② 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地
- ③ 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
- ④ 運送機関の種類または会社名
- ⑤ 本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更
- ⑥ 直行便から乗継便または経由便への変更
- ⑦ 宿泊機関の種類または名称
- ⑧ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件
- ⑨ 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

10. 個人情報の取扱い

当社は、旅行のお申し込みにあつてお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申し込み頂いた旅行手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させて頂くほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させて頂きます。

11. その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物はお客様の責任で行っていただきます。
- (3) このパンフレットは、平成30年7月1日現在を基準としております。
- (4) 旅券（パスポート）と査証（ビザ）について このご旅行に参加される日本国籍の方は、2019年5月10日以降まで有効なパスポートをご用意ください。また査証の取得は不要です。日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の入国管理事務所にご確認ください。

* 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱業者での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

承認番号 海18-039

【旅行企画・実施/お申し込み】

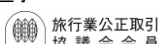
東武トップツアーズ株式会社 滋賀支店

観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者/石田貴之 〒525-0031滋賀県草津市若竹町7-10 (K B2ビル 2階)

TEL077-565-0109 FAX077-565-0112 担当：久米泰貴・平松顕洋・小林直子

営業日・営業時間/月～金 9:00～18:00 (休業日：土・日・祝祭日)



【視察企画】滋賀県国際協会

担当：会田 (TEL077-526-0931)

【協力】湖南省人民政府外事僑務弁公室

湖南省人民对外友好協会